

# 指定給水装置工事事業者 指定申請・更新申請に要する書類

武蔵野市水道部総務課 電話0422-54-5176

■提出方法 電子メールおよび郵送では受付ておりません。窓口にてご提出ください。

■提出窓口 武蔵野市水道部工務課 武蔵野市吉祥寺北町4-11-46 水道部庁舎内3階

■受付時間 平日8時30分～12時00分、13時00分～17時00分(祝日・休日・年末年始除く)

■申請から許可までの期間 約10日から2週間。期間に余裕をもって申請してください。

■事業者証 発行しましたら、ご連絡いたしますので再度来庁をお願いいたします。あわせて、3階の給水係で「給水装置工事申請」の説明をいたします。

○:必要、×:不要、  
△:該当する場合

		新規	更新
1	指定給水装置工事事業者指定申請書 (2ページ)	○	○
2	機械器具調書	○	○
3	誓約書	○	○
4	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	×
5	指定申請・更新時確認事項(3ページ)	○	○
6	定款(法人の場合) * 個人の場合は不要です。	○	○
7	法人の場合、登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 発行から3ヶ月以内のもの * 個人の場合は「住民票抄本又は外国人登録証明書 発行から3ヶ月以内のもの」	○	○
8	給水装置工事主任技術者免状の写し	○	○
9	建物・倉庫の外観写真1枚 * 建物の全景並びに看板等で会社名が読み取れるもの	○	×
10	旧指定給水装置工事事業者証	×	○
11	手数料 1万円	○	○
12	事業者証を郵送で受け取りたい場合、返信用封筒(送付先記載・切手貼付) * 事業者証はA4サイズです。 * 新規の場合は、工務課で説明があるため原則来庁受け取り	×	△

◆ 1～5までの書式は、市ホームページよりダウンロードできます。

◆ 6～12までは、御社でご用意ください。

◆ 申請時点で他の書類が整っていることが確認出来次第、窓口にて手数料をお支払いいただきます。